

おおひら新聞

12月号
2025.12.10
7号

[制作]
行政書士おおひら
法務事務所
おおひら不動産
ピー・ティー・
シー 有限会社

判断能力が衰えた場合、自分はどうなっていくの？

判断能力が衰えた場合には、成年後見制度を利用して、ご自身の権利や財産を守る事が出来ます。

もし自分の判断能力が著しく低下した場合どうなるの？とご心配された事はないでしょうか？とても心配になりますよね。その様な場合のために、後見人制度という制度があります。

でも、出来れば信頼のおける人に元気づけながら相談に乗ってもらいたい。これば本音だと思います。そこで・・・

見守り契約で、元気なうちから信頼のおける方をお願いするのも良い方法です。

見守り契約とは、今現在は何でもできるけれど、将来が不安な方が信頼のおける相談相手と定期的に連絡を取り合っており、見守ってもらう制度です。

今、一人暮らしの高齢者が増えているので今後活用される方が増えていく事が予想されています。

行政書士おおひら事務所でも、見守り契約をおすすめして、私にご相談相手と

なれるようにと思っています。私も、先日、公益社団法人成年後見サポートセンターの研修を終了致しまして、同法人に登録する予定にしています。安心できる相談相手となれる様にごんばりますので、お気軽にご相談ください。

修了証

大平 敦史 殿

貴殿は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター研修に関する規則第3条第1項に定める入会前研修を修了したことを証します。

有効期間：受講開始日 令和7年9月27日から2年間
(研修に関する規則)第8条一項

令和7年12月1日
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

滋賀県支部支部長 木下 真吾

成年後見制度ってなんですか？

成年後見制度は、

① 認知症の方

② 知的障害がある方 など

判断能力を欠く状態にある方をサポートさせて頂く制度です。判断する能力が低下すると、サービスや施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理などを自分

で行うことが困難になることがあります。このような方々に代わり契約を行ったり、財産を管理するなどのサポートをするためにできました。後見制度について、さらにお知りになりたい事などがございましたら、行政書士おおひら法務事務所 草津市野村三丁目8番13号 077-596-3380 までお気軽にご連絡をお願い致します。

ご自宅の使用していない駐車場があれば、貸しておこづかいを稼いでみませんか？

今、草津市野村界限では、月極駐車場の空きが全くありません。そこで、ご自宅でご使用で無い駐車場がありましたら、おおひら不動産で賃貸管理を致しますのでお貸し頂きたくお願い致します。ご興味のある方はお声掛けをお願い致します。



編集後記

今年も残すところ3週間ぐらになりました。1年を振り返ると本当に充実した一年でした。いろんな方にもお会いさせて頂き新しい出会いもありました。終わり良ければ全て良し。年内最後の仕事をやりきって新年を迎えたいと思います。来年もぜひご覧頂ければ幸いです。

【担当：大平敦史】